

長野県では障がいのある職員の採用・活躍の場の拡大等 に向けて取組を進めています

「障がい者の採用・活躍の場の拡大等に向けた取組方針」(平成30年12月策定)に基づき昨年度の公表以降に行った県の障がい者雇用の主な取組と令和2年6月1日現在の障がい者雇用の状況についてお知らせします。

1 採用・活躍の場の拡大等に向けた取組状況

(1) 採用・活躍の場の拡大

① 常勤職員の採用(任期の定めのない職員)

- 「障がい者を対象とする職員採用選考」等により、採用を進めました。
同選考の実施に当たり、「**県職員**」の募集区分においては、**身体障がい者に加え、知的障がい者、精神障がい者についても受験対象者を拡大**しました。

【R2年度採用者数】 令和2年6月1日現在。《 》は前年度実績(②において同じ。)

知事部局等	9人(身体7人・精神2人)	《12人》
教育委員会	5人(身体5人)	《4人》
警察本部	1人(身体1人)	《2人》

② 非常勤職員等の採用(①以外の職員)

- 一般就労に向けて経験を積むことを目的に行う**チャレンジ雇用の実施**や、一般採用に先立って募集する「**障がい者優先枠**」の**実施**により、採用を進めました。

【R2年度在職者数】 令和2年6月1日現在

知事部局等	38人(身体13人・知的1人・精神24人)	《25人》
教育委員会	118人(身体49人・知的8人・精神61人)	《118人》
警察本部	2人(身体2人)	《2人》

- 上記のほか、**障害者手帳を保有しない障がい者や指定難病の方も採用**し、障がい者の活躍の場の拡大に努めました。
- 昨年度は、**チャレンジ雇用での経験を生かし、22人が民間企業や県の常勤職員等に一般就労**しました。

一般就労した
元チャレンジ
雇用職員の声

- 毎日出勤すること、そして職場の皆さんとコミュニケーションをとることで、社会参加し、継続して勤務する力を養うことができた。
- 県庁で働き、県民の皆さんのための仕事に就けたことに喜びを感じ、それが仕事への自信に繋がった。
- 相談・サポート体制が充実しており、大変助かった。

(2) 職場環境の整備

- 「障がい者活躍サポーター」を県下各圏域に配置し、障がい者の雇用や職場定着等を支援する体制づくりを進めました。(本庁2人・地域振興局9人)

【障がい者活躍サポーター】 日々の業務において、外部支援者と連携を図りながら、チャレンジ雇用職員を中心に障がいのある職員やその上司との相談、支援を行い、職場環境の向上や一般就労を支援

- 障がいのある職員の就労環境の整備や県の障がい者雇用施策の推進について助言を得るため、障がい者雇用の実績を有する方に「障がい者活躍アドバイザー」を委嘱しました。

【障がい者活躍アドバイザー】

且田 久雄 (かつた ひさお) 氏 (エフピコダックス(株) 代表取締役)

- 障がいのある職員が直接相談できるよう、人事課・教育政策課にメール相談窓口を設置しました。

(3) 職員の意識改革等

- 新規採用職員を対象とした障がいに対する理解の促進のための研修や、障がい者活躍サポーター等が適切な支援を行えるよう研修を実施しました。

【研修等の実施状況】(知事部局等・教育委員会)

研修名	対象者	回数
新規採用職員研修(あすチャレ! Academy)	新規採用職員	4回
障がい者活躍サポーター連絡会議における研修	障がい者活躍サポーター等	2回

- 先進的な取組をしている民間企業や他県等を視察し、優良事例や先行事例を研究

2 障がい者雇用の状況 【障害者雇用率の状況】

- 上記の取組等の結果、障害者雇用促進法の規定に基づく、令和2年6月1日現在の「障がい者である職員の任免に関する状況」は次表のとおりとなりました。
- **実雇用率は、知事部局(企業局を含む) 2.88%、議会事務局 2.47%、警察本部 3.04%となり、法定雇用障害者数に不足はありませんでした。**
- **教育委員会は 2.33%となり 8.0人の不足が生じました。**

なお、同委員会では、法定雇用率の達成に向けて引き続き取組を進めており、9月1日時点での不足数は5.0人、実雇用率2.36%となりました。引き続き、積極的な募集・採用を進めていきます。

障害者である職員の任免に関する状況

* 表中のかっこ内の数値は令和元年6月1日現在のもの。また標記方法は国への報告様式に準じる

区 分	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人) ① ※注1	法定雇用率 (%) ②	法定雇用障害者数(人) ③ (①×②)	障害者の数(人) ※注2		不足数 (人) ⑤ (③-④)	実雇用率 (%) ⑥ (④/①)
				④	実人数		
知事部局 ※注3	5,987.5 (5,893.0)	2.5	149 (147)	172.5 (158.0)	139 (121)	0.0 (0.0)	2.88 (2.68)
議会事務局	40.5 (41.5)	2.5	1 (1)	1.0 (1.0)	1 (1)	0.0 (0.0) ※注4	2.47 (2.41)
教育委員会	13,452.0 (13,532.5)	2.4	322 (324)	314.0 (318.0)	256 (257)	8.0 (6.0)	2.33 (2.35)
警察本部	608.5 (648.0)	2.5	15 (16)	18.5 (15.5)	16 (14)	0.0 (0.5)	3.04 (2.39)

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

注2 ④欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、法律上、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については1人をもって2人に相当するものとし、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、1人をもって0.5人に相当するものとしてそれぞれカウントしている。

ただし、平成30年の算定から、一定の要件を満たす精神障害者である短時間勤務職員については、1人としてカウントしている。

注3 企業局は、障害者の雇用の促進等に関する法律第42条第1項の規定に基づく認定を受けており、その職員は知事部局に含まれている。

注4 ⑤欄の「不足数」とは、①欄の職員数に②の法定雇用率を乗じて得た数（③（1未満の端数切り捨て））から④欄の「障害者の数」を減じて得た数である。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率を満たしていることとなる。

注5 記載の無い任命権者においては、職員数が一定数未満であり、法に基づく「障害者」の雇用義務が発生していない。

3 今後の取組

- 配置された職員の職場定着に向けて、障がい者活躍アドバイザーに助言を求めていくほか、引き続き、障がい者活躍サポーターや、職場の上司などのキーパーソンを中心に、障がいのある職員に対するきめ細かな支援を進めていきます。
- 障がいのある職員の職場環境について調査を行い、環境整備や支援機器の導入等、必要な合理的配慮の在り方について検討していきます。
- すべての職員が障がいに対する理解を深めるため、職員向けの研修等を実施していきます。
- 県の取組について、障がい者団体等の皆様からご意見を伺い、課題や今後の取組について明らかにしていきます。

信州版「新たな日常のすゝめ」

©長野県アルクマ



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

総務部人事課人事係
(課長) 出川 広昭 (担当) 松本 健
電 話 : 026-232-0111 (内線2034)
026-235-7032 (直通)
F A X : 026-235-7395
E-mail jinji@pref.nagano.lg.jp

企業局経営推進課総務係
(課長) 竹花 顕宏 (担当) 犬飼 惣一
電 話 : 026-232-0111 (内線 3913)
026-235-7371 (直通)
F A X : 026-235-7388
E-mail kigyo@pref.nagano.lg.jp

議会事務局総務課庶務係
(課長) 村松 敏伸 (担当) 川村亜由美
電 話 : 026-232-0111 (内線 4024)
026-235-7411 (直通)
F A X : 026-235-7473
E-mail gikai@pref.nagano.lg.jp

教育委員会事務局教育政策課総務係
(課長) 早川 恵利 (担当) 山岸 昂樹
電 話 : 026-232-0111 (内線 4315)
026-235-7421 (直通)
F A X : 026-235-7487
E-mail kyoiku@pref.nagano.lg.jp

警務部警務課
(課長) 福澤 政徳 (担当) 松長 宏幸
電 話 : 026-232-0111 (内線 4505)
F A X : 026-233-1367
E-mail police-keimu
@pref.nagano.lg.jp